

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見及びこれに対する考え方

■ 意見募集期間： 令和7年6月7日(土)から同年7月7日(月)まで

■ 意見提出数： 1件(個人:1件)

※ 意見提出数は、意見提出者数としています。

No.	意 見	考え方	案の 修正
1	【該当箇所】第六十一条の四・五の新設に関して 【意見内容】 本省令案において、NTTが設置する基地局の位置情報および非常用電源の有無などを広く公開することが定められていますが、安全保障上の重大な懸念から以下の理由により反対または慎重な段階的運用を強く要望します。 【理由・要望内容】 1. 基地局は日本の通信インフラの中核であり、敵対勢力やテロ組織にとって優先的な攻撃対象となり得ることは明白です。 特に、非常用電源の有無などの情報は、“破壊の優先順位リスト”の提供に等しく、国家レベルのインフラを脅かす可能性があります。 戦時・有事・大規模災害時における通信の継続性が失われた場合、国民の生命や防衛指揮系統に多大な影響が生じます。 2. 代替通信手段(非地上型通信基盤)の実用化まで、機密度の高い情報の公開は凍結または制限付きで運用すべきです。 現在、KDDIは米国Starlinkを活用した低軌道衛星通信網との接続を推進しており、ソフト	本省令案は、電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する調査及び評価の実施に関する方針の公表方法並びに同調査及び評価の結果の公表方法を規定するものですが、頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。	無

	バンクは高高度滞空型プラットフォーム(HAPS)による空中基地局構想を進めています。 これらの非地上型通信手段が十分に展開されることで、初めて「一部基地局の破壊によっても通信網全体が破綻しない」体制が整います。 したがって、現段階での広範な基地局情報の公開は拙速であり、少なくとも代替網の構築が進むまでは機密情報として扱うべきです。 3. 災害対策目的での情報公開と、安全保障上の秘匿の必要性は両立できる形で制度設計がなされるべきです。 災害対応の利便性のために基地局情報を公開することは理解できますが、その場合でも 「自治体や防災関係機関に限定した閲覧」 「防衛省・内閣官房との連携による分類公開」 といった閲覧者限定・機密レベルに応じた段階公開とすべきです。 【提案】 基地局情報の公開にあたっては、非地上型通信基盤(Starlink接続・HAPSなど)の全国展開が進むまで凍結するか、対象を限定するよう制度を見直してください。 あわせて、HAPSを災害対策および有事通信の空中バックアップとして整備し、地上基地局への依存度を下げる国策を併行して推進することを強く提案します。 また、高高度滞空型プラットフォーム(HAPS)の全国配備に関しては、都道府県単位の自治体と費用を折半する形で整備を進めるべきです。 地方自治体は、災害発生時の通信遮断に備えた空中インフラの必要性を最も実感しており、費用の一部を負担してでも配備に賛同する可能性があります。 HAPSは1機で広域をカバーでき、自治体単位での整備・運用が現実的であることから、防衛装備庁・総務省・自治体が連携した「公民連携型インフラ整備」として制度化すべきです。 さらに、その財源として、現在一部のNPO法人等に対して行われている外国人向け支援助成金や補助金等の支出を見直し、真に日本国民の生命・通信・防災インフラに資する分野へ再配分すべきです。 災害対策や有事対応のためのインフラ整備は、国籍を問わずすべての住民の安心に直結する公共目的であり、限定的な人道支援よりも国家全体の基盤強化を優先すべきです。	
--	---	--

	まとめとして： 自治体と連携したHAPSの導入と財源見直しは、政治的にも合意形成しやすく、現実的な災害・安全保障対策である。 国としての選択肢として、今こそ「分散型かつ非地上依存型通信インフラの強化」を進めるべきであり、その前提としてのNTT基地局公開は慎重にあるべきである。 【個人】	
--	--	--